

京田辺市指定給水装置  
工事事業者の申請案内

京田辺市上下水道部経営管理室

## 申請のご案内

京田辺市給水条例の適用される区域内における給水装置の工事は、京田辺市給水条例第11条により「指定」を受けた者が施行することとなっています。

この「指定」を受けるための手続きは、以下の通りです。

### 【申請の受付】

持参または郵送で受付しています。

- ・受付日 月曜日から金曜日の下記時間

午前9時～11時30分

午後1時30分～4時30分

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）規定する休日並びに1月2日から同月3日までの日と12月29日から同月31日までの日を除く

- ・受付場所 京田辺市上下水道部経営管理室（京田辺市上下水道部事務所 1階）  
〒610-0332 京都府京田辺市興戸犬伏18番地1

- ・郵送受付に際しての留意事項

郵送記録が残るもの（簡易書留、特定記録郵便など）により郵送してください  
申請書類の郵送過程における紛失、毀損等の事故については、一切責任を負いません。

### 【提出書類】

別紙 提出書類一覧を参考にして下さい。

### 【申請手数料】

- ・新規申請および更新申請の場合 15,000円  
持参受付の場合は指定工事業者証の交付時に納入  
郵送受付の場合は返信用封筒で送付する納付書で納入

### 【問い合わせ】

京田辺市上下水道部経営管理室

電話：0774-62-0414（直通）

FAX：0774-63-4783

# 更新申請のご案内

## 1 はじめに

令和元年10月1日に「水道法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、指定給水装置工事事業者制度は5年ごとの更新が必要となりました。

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正により導入され、平成10年4月に統一化・明確化された全国一律の指定要件のもとで広く門戸が開かれたことにより、その指定の数が大幅に増えました。しかし、現行制度では、指定の有効期間がなく、事業の廃止・休止等の状況が反映されにくく、実態を把握することが困難であるため、水道事業者による所在確認が取れない指定業者が存在するなど実態との乖離が生じたり、無届工事や不良工事が発生したりするなどの課題がありました。

このため、こうした課題に対応するため、指定給水装置工事事業者の資質が継続して保持されることを目的として5年ごとの更新制が導入されることとなりました。

指定給水装置工事事業者の指定は、5年ごとに更新が必要となり、指定の有効期限（指定の効力が満了する日）の経過によって失効することとなります。

また、更新申請時には、新たに指定給水装置工事事業者の事業運営について営業内容等を確認します。

京田辺市上下水道部では、指定給水装置工事事業者の皆さまと共に市民の皆さまの生活を支える水道を守り続けていくとともに、給水装置工事を依頼される市民の皆さまに安心していただくために、指定給水装置工事事業者制度の適正な運用を実施してまいります。

## 2 更新対象者

令和6年度の更新対象事業者は平成25年4月1日から令和元年9月30日までに京田辺市から指定を受けられた事業者です。

更新対象の皆さまには、京田辺市上下水道部経営管理室から7月中旬に郵送にて更新手続きの案内を発送いたします。

更新手続きのお知らせが到着していない場合には、京田辺市上下水道部経営管理室（0774-62-0414）までお問合せください。

### 3 更新手続きの日程等

(1) 申請書受付期間

令和6年8月1日(木) ～ 令和6年8月30日(金)

申請書は、申請書受付期間に京田辺市上下水道部のホームページ

(<https://www.city.kyotanabe.lg.jp/0000006680.html>)

からダウンロードしてください。

(2) 指定証交付期間

9月中旬から9月29日まで(9月29日が閉庁日の場合翌開庁日)

交付に係る詳細は9月上旬に郵送にてご案内いたします。

(3) 有効期間

令和6年9月30日 ～ 令和11年9月29日

有効期間は、指定日から5年間(5年ごとに更新が必要)となります。

有効期間(指定の効力が満了する日)の経過によって失効となります。

### 4 申請書類

別紙 提出書類一覧を参考にして下さい。

### 5 手数料

申請手数料として、15,000円 が必要です。

### 6 問い合わせ

京田辺市上下水道部経営管理室

電話：0774-62-0414

FAX:0774-63-4783